

ESCO 事業の普及促進方策について（案）

これまでの ESCO 専門委員会における議論等を踏まえ、ESCO 事業の普及促進方策として、以下の内容に取り組むものとする。

1. ESCO 事業の普及に当たっての基本的な考え方

国の機関の施設については、面積当たり一次エネルギー消費量及び光熱水費が低い傾向にあり、また省エネルギー設備・機器等の導入・更新が進んでいることから、結果として ESCO 事業の導入による効果が低い又は導入が困難であると判断される施設が多い状況にある。

このような状況を踏まえ、ESCO 事業の導入可能性を高くする手法として設備更新型 ESCO 事業及び複数の事業を一括して発注を行う方式（バルク方式）の普及を図ることが必要である。また、ESCO 事業の導入に向けて導入可能性の検討が確実に実施されることが重要であり、面積当たり一次エネルギー消費量及び光熱水費が目安となる閾値を超える施設については、他の改修計画等との整合性を考慮しつつ、積極的に ESCO 事業の導入に向けた検討を進めることに加えて、主要設備機器の更新時期や改修計画の検討を行う際には、事業の導入可能性の検討を実施することとなるよう、基本方針解説資料の改定を行うものとする（資料 3 参照）。

- エネルギー使用実態、光熱水費等の施設の特性を踏まえた ESCO 事業の実施可能性の検討
- 設備機器の老朽化に伴う通常の設備改修等に当たっての設備更新型 ESCO 事業の実施可能性の検討
- 周辺の複数の施設における設備等の更新時期等を踏まえ、一括して発注を行う方式（バルク方式）の採用可能性の検討

また、これまで比較的 ESCO 事業の導入実績の多い地方公共団体や今後 ESCO 事業の導入が見込まれる独立行政法人、国立大学法人等への一層の普及促進を図るため、これらの団体・機関に向けた情報提供等の支援を行うものとする。なお、基本方針解説資料の改定に合わせ、地方公共団体向けの導入マニュアルの改訂を行う。

2. 情報提供・普及啓発

（1）ESCO 事業に関する情報提供

環境配慮契約法における ESCO 事業の導入促進の方針及び ESCO 事業の具体的な内容やメリット等が必ずしも認知されていない状況もあることから、必要な情報を適切

な主体に的確に提供・周知する。

- ESCO 事業の認知・理解の促進のため有効性・メリット等に関する情報提供の実施
- 調達担当者に加え、施設管理者等への的確な情報提供と周知の実施
- 環境省ホームページを活用した情報提供（先進導入事例の提供、導入可能性判断において活用可能なエネルギー消費量や温室効果ガス排出量算定ツール等の作成・提供）

また、ESCO 事業者・業界団体等との連携を図り、ESCO 事業に関する情報提供・普及啓発に努めるものとする。

（２）ブロック別説明会等の活用

来年２月から３月にかけて実施する環境配慮契約法基本方針に関するブロック別説明会（全国８箇所で開催。国及び独立行政法人等、地方公共団体等及び事業者が対象）において、基本方針等の改定部分の説明だけではなく、環境配慮契約における ESCO 事業の位置づけ、ESCO 事業の有効性やメリット、ESCO 事業の導入促進に向けた設備更新型 ESCO 事業やバルク方式による ESCO 事業に関する情報の提供を行うものとする。

また、環境配慮契約法関係省庁連絡会議や施設担当者の連絡会議、地方公共団体との意見交換会等の様々な会議を活用し、適切な主体への的確な情報提供・周知を図る。

（３）事例集の作成等

ESCO 事業の先進導入事例については、環境省ホームページにおいて適宜提供していくものとする。

特に、今後 ESCO 事業の導入が見込まれる独立行政法人等を中心とした ESCO 導入事例の収集を行い、これから ESCO 事業の導入を検討する機関において参考となる事例集を作成・公表する。また、事例の収集に当たっては、具体的な発注手続きや計測・検証等に係る情報を併せて収集し、事業実施に有効な情報の提供を図るとともに、標準的なひな形を作成する等、手続きの標準化・簡素化に向けた検討のための基礎資料とする。

３．実施スケジュール

上記２（１）及び（２）のうち、可能な項目については、本年度から順次実施するものとする。

事例集については、平成 26 年度に独立行政法人等における導入事例調査を行うとともに、本年度収集した地方公共団体における導入事例のうち、参考となる事例について、追加調査を実施し、事例集としてとりまとめ公表を行う。